

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和5年12月26日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：吉野長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから12月26日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○吉野総務課長 報道官の吉野です。

原子力規制委員会の広報日程について御説明します。

本年最後の定例会、第56回原子力規制委員会が明日10時半から開催されます。

議題1と議題2は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に関するものでございます。

議題1では、柏崎刈羽発電所に対する原子力規制検査に係る対応区分の変更が議論される予定となっております。

柏崎刈羽発電所については、令和2年9月に発生いたしましたIDカードの不正使用事案や核物質防護設備の機能の一部喪失事案などを踏まえまして、令和3年3月23日に原子力規制検査の区分を第4区分に変更するとともに、区分が第1区分に戻るまでの間、特定核燃料物質の移動禁止を命じて追加検査を行ってまいりました。

本年12月6日に事務局から追加検査の結果を委員会に報告いたしまして、その後、11日に山中委員長と伴委員が現地調査を実施いたしました。また、20日には東京電力小早川社長と委員会との意見交換が実施されました。

明日は、それらを踏まえまして、柏崎刈羽原子力発電所について、監視領域における活動目的を満足し、事業者の自律的な改善が見込める状態であるかということ判断をいたしまして検査区分を区分1に戻すかどうかということが話し合われることとなっております。検査区分が区分1に戻りますと、その時点で特定核燃料物質の移動禁止命令が解除されることとなっております。

議題の2では、東京電力ホールディングス株式会社に対して平成29年に行いました原子炉設置者としての適格性に係る判断の再確認が審議されます。

原子力規制委員会では、東京電力について、平成29年12月27日に柏崎刈羽原子力発電所の設置変更許可を行いましたときに、福島第一原子力発電所の事故を引き起こした当事者であるということを踏まえまして、原子炉設置者としての適格性についての確認を行っております。

今年6月の原子力規制委員会において、柏崎刈羽原子力発電所の追加検査を踏まえて対応区分の変更などを審議する際に、平成29年に行いました適格性に係る判断について

も改めて確認をするということが決定されました。それを踏まえまして、原子力規制検査等によって東京電力の状況について確認を行ってきております。明日は、確認の結果などを踏まえまして、平成29年の適格性の判断の再確認結果について審議が行われる予定となっております。

議題の3では、デジタル安全保護系のソフトウェア共通要因故障対策に関する事業者の対応状況及び今後の対応が審議されます。

本件については、ATENA（原子力エネルギー協議会）のガバナンスの下で事業者が対策を進めておりますが、検討チーム会合において、ATENAから川内原子力発電所1号機及び2号機、柏崎刈羽原子力発電所7号機の対応状況とATENAの関与の具体的な内容について説明を受けております。事務局からその状況を報告いたしまして、今後も引き続きATENAを中心に取組を進めるという方針について委員会にお諮りする予定となっております。

議題の4では、12月22日に閣議決定されました、令和6年度の原子力規制委員会の当初予算案について報告を行います。

令和6年度の当初予算案は、一般会計及びエネルギー特別会計で530億円、東日本大震災復興特別会計の33億円、合わせて563億円となっております。

また、機構定員については、高経年化の審査を担当する管理職を新たに置くことや、原子力規制庁の定員を23名増やす内容となっております。

委員会の議題の内容については以上でございます。

次回の記者ブリーフは1月9日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—